



第139回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2020年6月24日(水)
午前10時

場 所 名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
本社

決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

書面またはインターネット等による
議決権行使期限
2020年6月23日(火)
午後5時15分まで

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されるため、株主の皆様におかれましては、本年は健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面またはインターネット等による議決権の事前行使を強くご推奨申し上げます。

株式会社
ノリタケカンパニーリミテド

証券コード：5331

Contents

目 次

■ 株主の皆様へ	2
■ 招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	8
第 1 号議案 取締役 6 名選任の件	
第 2 号議案 監査役 2 名選任の件	
(添付書類)	
■ 事業報告	19
1 企業集団の現況に関する事項	19
2 会社の株式に関する事項	30
3 会社役員に関する事項	31
4 会計監査人の状況	34
5 会社の体制及び方針	35
■ 連結計算書類	41
■ 計算書類	43
■ 監査報告書	45
■ 株主メモ	51
■ トピックス	53



代表取締役社長

加 藤 博

株主の皆様には、平素より当社をご支援いただきまして、心より厚く御礼申し上げます。当社の第139回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

ノリタケグループは、社是「良品・輸出・共栄」の理念を全社員が体现し、ものづくりの企業として、お客様にとってより良い製品を追求し提供することで、社会に貢献する企業を目指しています。現在は、5G、IoT、CASE（自動車関連分野の次世代技術）等の市場拡大が期待される成長分野に向けた高機能商品・新技術の開発、製造と販売体制の強化といった課題に取り組んでおります。

当期の期末配当につきましては、業績及び今後の事業環境、業績見通しを総合的に勘案した結果、1株につき50円（中間配当と合わせて年間100円）とすることといたしました。

さて、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界経済は先行きの不透明さが増しています。しかしながら、第11次中期経営計画で策定した、「成長性と収益性の向上」、「設備や技術開発への投資の加速」、「ESG（環境、社会、企業統治）への取り組み」を緩めず、持続的な成長を実現できる企業を目指し、全社員一丸となって推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
株式会社

ノリタケカンパニー リミテド
代表取締役社長 **加 藤 博**

第139回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、当社第139回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月23日（火曜日）午後5時15分までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日(水曜日)午前10時
2. 場 所 名古屋市西区則武新町三丁目1番36号 本社
3. 目的事項
報告事項
 1. 第139期（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第139期（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際し提供すべき書面のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会における感染症予防対応と議決権行使のお願い

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されるため、株主の皆様におかれましては、**本年は健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面またはインターネット等による議決権の事前行使を強くご推奨申し上げます。**
- ・ ご出席される株主様はマスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 受付において、アルコール消毒液による手指消毒、検温の実施にご協力をお願い申し上げます。なお、体調不良とお見受けしましたときには、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・ 株主総会会場においては、係員はマスク等を着用し、間隔をあけた座席配置をいたします。
- ・ 接触感染防止のため、本年はお土産の配布を取り止めさせていただきます。
- ・ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイトアドレス <https://www.noritake.co.jp/>

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年6月24日（水曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



1 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後5時15分必着



2 インターネット等による議決権行使

後記（6頁～7頁）のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後5時15分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2020年6月23日(火)

午後5時15分まで

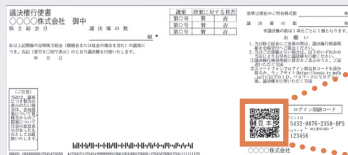


■ スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

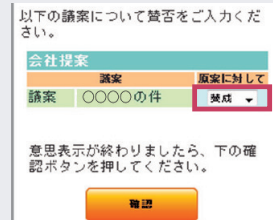
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

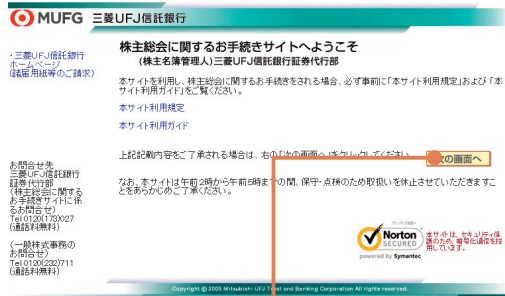
二回目以降のログインの際は…次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください。)

ログインID - - (半角)

パスワード (半角)

または仮パスワード

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

8文字以上12文字以内で、英字、数字、記号の3種類全てを含めて、半角で入力してください。
利用可能な記号は「!#\$%&'()*+,-./:;<=>@[]^_`{|}~」です。

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員7名任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため、6名のうち2名は社外取締役候補者としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	お ぐら 忠 ^{ただし} 小 倉 忠 ^{再任}	代表取締役会長	13/13回 (100%)
2	か とう ひろし 加 藤 博 ^{再任}	代表取締役社長 執行役員	13/13回 (100%)
3	ひがし やま あきら 東 山 明 ^{再任}	取締役 専務執行役員 工業機材事業本部長、営業本部長	13/13回 (100%)
4	ふ ま ゆう こ 夫 馬 裕 子 ^{再任}	取締役 執行役員 経営管理本部長	10/10回 (100%)
5	こ もり てつ お 小 森 哲 夫 ^{再任}	社外 独立 社外取締役	13/13回 (100%)
6	とも ぞえ まさ なお 友 添 雅 直 ^{再任}	社外 独立 社外取締役	10/10回 (100%)

(注)夫馬裕子氏及び友添雅直氏の出席状況は、2019年6月25日の取締役就任以降のものです。

社外

・・・社外取締役候補者

独立

・・・株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員の候補者

候補者番号

1

おぐら 小倉 忠

再任



1951年1月7日生（満69歳）

■ 所有する当社株式の数	8,900株
■ 取締役在任年数	15年
■ 取締役会出席状況	13/13回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	当社入社
2005年6月	当社取締役
2008年4月	当社取締役 常務執行役員
2010年6月	当社取締役 専務執行役員
2011年6月	当社取締役副社長 執行役員
2012年4月	当社代表取締役副社長 執行役員
2013年6月	当社代表取締役社長 執行役員
2018年6月	当社代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

小倉忠氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

かとう ひろし
加藤 博

再任



1957年1月29日生（満63歳）

■ 所有する当社株式の数	5,800株
■ 取締役在任年数	9年
■ 取締役会出席状況	13/13回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社
2011年6月	当社取締役 執行役員
2014年6月	当社取締役 常務執行役員
2017年6月	当社代表取締役副社長 執行役員
2018年6月	当社代表取締役社長 執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

加藤博氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

ひがし やま
東 山

あきら
明

再任



1960年6月17日生（満60歳）

■ 所有する当社株式の数	1,484株
■ 取締役在任年数	2年
■ 取締役会出席状況	13/13回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社
2014年6月	当社執行役員 エンジニアリング事業部長
2017年6月	当社常務執行役員 エンジニアリング事業部長
2018年6月	当社取締役 常務執行役員 エンジニアリング事業部長
2019年4月	当社取締役 常務執行役員 工業機材事業本部 副本部長
2019年6月	当社取締役 専務執行役員 工業機材事業本部 副本部長、営業本部長
2020年4月	当社取締役 専務執行役員 工業機材事業本部長、営業本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

東山明氏は、当社でエンジニアリング事業並びに工業機材事業の経営に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

夫馬 裕子

再任

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス



1963年9月12日生（満56歳）

■ 所有する当社株式の数	0株
■ 取締役在任年数	1年
■ 取締役会出席状況	10/10回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社
2015年2月	当社経営企画室長、再開発企画室長
2017年4月	当社経営管理本部 経営企画室長
2018年6月	当社執行役員 経営管理本部 副本部長、経営企画室長
2019年4月	当社執行役員 経営管理本部長、経営企画室長
2019年6月	当社取締役 執行役員 経営管理本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

夫馬裕子氏は、当社で経営管理に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

こもり てつ お
小 森 哲 夫

再任 社外 独立



1948年1月25日生（満72歳）

■ 所有する当社株式の数	1,500株
■ 社外取締役在任年数	5年
■ 取締役会出席状況	13/13回(100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月	株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行
1996年6月	同行取締役
1998年6月	同行常務執行役員
2001年4月	同行専務執行役員
2002年5月	株式会社UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 副頭取執行役員
2002年6月	同行代表取締役副頭取執行役員（2004年5月退任）
2004年6月	株式会社UFJカード（現 三菱UFJニコス株式会社） 常勤顧問
2005年9月	株式会社日医リース専務執行役員
2006年6月	UFJセントラルリース株式会社（現 三菱UFJリース株式会社） 取締役兼専務執行役員
2007年4月	三菱UFJリース株式会社専務取締役
2007年6月	ゼリア新薬工業株式会社社外監査役
2009年6月	三菱UFJリース株式会社取締役副社長
2010年6月	三菱UFJリース株式会社特命顧問
2010年6月	株式会社日医リース代表取締役社長
2015年6月	ゼリア新薬工業株式会社社外取締役（現任）
2015年6月	当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）ゼリア新薬工業株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

小森哲夫氏は、金融機関における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保のため、適切な役割を果たしていただいております、引き続き社外取締役候補者となりました。

■ 独立性について

小森哲夫氏は、当社の取引先金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の出身者ですが、同行を退職して16年が経過していること、当社の同行からの借入金が増少であること、また、同行が保有する当社株式の比率も3.9%程度であることから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

候補者番号

6

とも ぞえ まさ なお
友 添 雅 直

再任 社外 独立



1954年3月25日生（満66歳）

■ 所有する当社株式の数	0株
■ 社外取締役在任年数	1年
■ 取締役会出席状況	10/10回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	トヨタ自動車販売株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社
2005年6月	トヨタ自動車株式会社常務役員
2011年4月	同社専務役員
	トヨタモーターノースアメリカ株式会社上級副社長
2012年6月	株式会社トヨタモーターセールス&マーケティング代表取締役社長
2015年5月	中部国際空港株式会社顧問
2015年6月	中部国際空港株式会社代表取締役社長
2019年6月	中部国際空港株式会社相談役（現任）
2019年6月	ダイハツ工業株式会社社外監査役（現任）
2019年6月	株式会社豊田自動織機社外監査役（現任）
2019年6月	当社社外取締役（現任）
2020年3月	ホシザキ株式会社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況） 中部国際空港株式会社相談役、ダイハツ工業株式会社社外監査役、
株式会社豊田自動織機社外監査役、ホシザキ株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

友添雅直氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保のため、適切な役割を果たしていただいております、引き続き社外取締役候補者となりました。

■ 独立性について

友添雅直氏は、当社の取引先であるトヨタ自動車株式会社の出身者ですが、当社の連結売上高に占める同社との年間取引金額は1%未満と僅かであることから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

（注） 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は小森哲夫氏及び友添雅直氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 村田隆一及び猿渡辰彦の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

むら た りゅう いち
村 田 隆 一

再任 社外 独立

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス



1948年4月12日生（満72歳）

■ 所有する当社株式の数	300株
■ 社外監査役在任年数	4年
■ 取締役会出席状況	12/13回（92%）
■ 監査役会出席状況	11/12回（92%）

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1971年4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行
2006年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 専務取締役
2006年5月	同行副頭取（2009年6月退任）
2009年6月	三菱UFJリース株式会社取締役副社長執行役員兼務
2010年6月	同社代表取締役社長
2012年6月	同社代表取締役会長
2016年6月	当社社外監査役（現任）
2017年6月	近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2017年6月	三菱UFJリース株式会社相談役
2018年6月	エーザイ株式会社社外取締役（現任）
2018年7月	三菱UFJリース株式会社特別顧問（現任）
（重要な兼職の状況） 三菱UFJリース株式会社特別顧問、近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役、エーザイ株式会社社外取締役	

■ 社外監査役候補者とした理由

村田隆一氏は、金融機関における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただいております。引き続きその能力を発揮いただくことを期待し、社外監査役候補者いたしました。

■ 独立性について

村田隆一氏は、当社の取引先金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の出身者ですが、同行を退職して11年が経過していること、当社の同行からの借入金が増少であること、また、同行が保有する当社株式の比率も3.9%程度であることから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

候補者番号

2

さる わたり
猿 渡たつ ひこ
辰 彦

再任 社外 独立



1953年3月1日生（満67歳）

■ 所有する当社株式の数	0株
■ 社外監査役在任年数	4年
■ 取締役会出席状況	13/13回(100%)
■ 監査役会出席状況	12/12回(100%)

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年4月	東陶機器株式会社（現 TOTO株式会社）入社
2001年6月	同社取締役執行役員
2002年6月	同社取締役常務執行役員
2006年6月	同社取締役専務執行役員
2013年5月	株式会社井筒屋社外監査役
2013年6月	TOTO株式会社代表取締役副社長執行役員
2016年4月	同社取締役
2016年6月	同社顧問
2016年6月	当社社外監査役（現任）

■ 社外監査役候補者とした理由

猿渡辰彦氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただき、引き続きその能力を発揮いただくことを期待し、社外監査役候補者いたしました。

■ 独立性について

猿渡辰彦氏は、当社の取引先であるTOTO株式会社の出身者ですが、当社の連結売上高に占める同社との年間取引金額は1%未満と僅かであることから当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は村田隆一氏及び猿渡辰彦氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

以 上

ノリタケグループの第139期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結会計年度の事業の概況につきましてご報告申し上げます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当期の経済情勢は、国内は輸出が減少するなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続きました。海外では、米国は個人消費が底堅く、概ね堅調に推移しました。欧州は低調に推移し、中国では米国との貿易摩擦の影響を受け緩やかな減速が続きました。年度終盤にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、経済活動に与える影響は世界全体へ広がり、長期化が懸念されています。

こうした経済環境の下、当期は、第11次中期経営計画の初年度として、次の4つの基本戦略に全力で取り組んでまいりました。

- ①競争力のある新商品・新技術開発の促進
- ②海外生産拠点の増強と海外市場開拓の推進
- ③国内販売体制、製造体制の再整備
- ④ものづくり強化活動、環境活動、安全衛生活動、働き方改革と事業活動の一体化

新商品・新技術開発につきましては、工業機材事業では自動車の電動化に対応した新商品、セラミック・マテリアル事業では高速通信向け積層セラミックコンデンサ用の新商品の開発に取り組んでいます。エンジニアリング事業ではリチウムイオン電池や自動車分野における新たな用途開拓による拡販を進めています。

海外生産拠点の増強と海外市場の開拓につきましては、中国蘇州工場で大型砥石を増産するための新工場の建設に着手しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産開始は予定していた2020年6月から遅れる見込みです。タイの石膏子会社については、出資比率を高め経営の効率化を進めるとともに、東南アジアにおける需要増加に対応するための製造設備の増設を完了しました。

国内販売体制、製造体制の再整備につきましては、工業機材事業においてグループ会社を含めた営業・物流拠点の効率的な運用について検討を開始しました。また、セラミック・マテリアル事業において、5GやIoT等の普及を背景に需要の拡大が期待される積層セラミックコンデンサ用材料の生産能力増強のため、国内工場の新設、増床を進めました。

ものづくり強化活動、環境活動、安全衛生活動、働き方改革と事業活動の一体化を推進する取り組みについては、事業計画に沿った全社活動の計画を立案し、実施しています。その中で、各事業の課題抽出とその対策に取り組みました。また、指名・報酬委員会の設置、取締役会の第三者評価の実施など、コーポレート・ガバナンスの強化を行いました。

当期の業績

ノリタケグループの2019年度の連結売上高は前期比4.1%減少の1,206億1千1百万円、連結経常利益は前期比35.3%減少の63億1千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は34億1千5百万円となりました。

次に、ノリタケグループの事業別概況についてご報告申し上げます。

工業機材事業

主要製品

研削砥石、ダイヤモンド工具、CBN工具、研磨布紙、ドレッサ、研削・研磨関連商品（研削油剤等）

国内では、主要顧客である自動車、鉄鋼、ベアリング業界の生産が低調に推移し、売上げは減少しました。海外では、北米及び東南アジアは自動車販売の落ち込みを受けた減産により、売上げは減少しました。中国は鉄鋼分野の生産が高水準で推移し前年並みを維持したものの、海外全体では減少となりました。オフセット砥石などの汎用砥石も、国内外共に総じて低調で、売上げが減少しました。

その結果、工業機材事業の連結売上高は、585億7千9百万円(前期比7.3%減少)となりました。



カムシャフト研削用
CBNホイール
「メガライフホイール」

売上高 (百万円)

63,171

58,579

2019/3

2020/3

売上高構成比率
48.6%

セラミック・マテリアル事業

主要製品

電子ペースト、厚膜回路基板、セラミックコア、触媒担体、転写紙、石膏、セラミック原料、電子部品材料、蛍光表示管及び同モジュール等

電子ペーストは、積層インダクタ用新商品が好調でしたが、海外のスマートフォン等通信機器減産の影響を受けたため、大きく減少しました。電子部品材料は、民生機器用が減少したものの、自動車、通信インフラ用が増加したため、微増となりました。石膏は、アジア向けが増加しましたが国内向けが減少したため微増に留まりました。セラミックコアは、ガスタービン用が伸長しました。蛍光表示管は、北米・欧州で減少しました。触媒担体は、大きく減少しました。厚膜回路基板は、車載用の終息に伴う減少を新用途で補い、横ばいとなりました。

その結果、セラミック・マテリアル事業の連結売上高は、322億4千万円(前期比7.4%減少)となりました。



インダクタ用電子ペースト

売上高 (百万円)

34,832

32,240

2019/3

2020/3

売上高構成比率
26.7%

エンジニアリング事業

主要製品 高効率焼成炉・ローラー・ハースキルン、遠赤外線乾燥炉、混合攪拌装置（スタティックミキサー等）、クーラント濾過装置、超硬丸鋸切断機等

主力の乾燥炉及び焼成炉は、リチウムイオン電池及び電子部品分野で設備投資が活発に行われたことにより好調に推移しました。混合攪拌装置は、化学・食品業界向けが堅調で売上げは大きく増加しました。濾過装置は、海外向けは振るいませんでしたが、国内の大型案件の受注により増加しました。超硬丸鋸切断機は、自動車業界、工作機械業界向けが低調で、国内外共に売上げは減少しました。

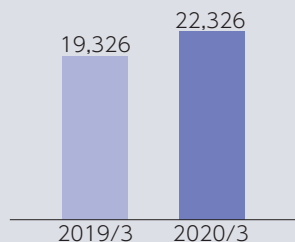
その結果、エンジニアリング事業の連結売上高は、223億2千6百万円（前期比15.5%増加）となりました。



調味料用混合攪拌装置



■売上高（百万円）



食器事業

主要製品 陶磁器食器、その他食器関連商品、装飾・美術品等

国内市場は、百貨店向けの厳しい状況が続いていることに加え、第3四半期まで堅調に推移していたホテル・レストラン向けが年明け以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け微増に留まったことから、売上げは減少しました。海外市場は、米国では主要顧客の販売不振に歯止めがかからず減少し、欧州・アジアではエアライン向けが低迷したほか、スリランカで発生したテロ事件などの影響もあり、売上げは大きく減少しました。

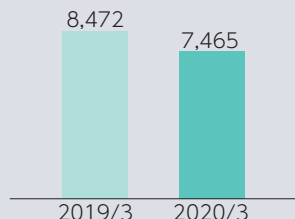
その結果、食器事業の連結売上高は、74億6千5百万円（前期比11.9%減少）となりました。



四つ葉のクローバーをモチーフにした
TREFOLIO(トレフォリオ)



■売上高（百万円）



最後に、株式会社ノリタケカンパニーリミテド単独の第139期事業年度の経営成績についてご報告申し上げます。

当期の売上高は、668億9千7百万円（前期比5.1%減少）、経常利益は31億1千2百万円（前期比37.4%減少）、当期純利益は17億7千4百万円（前期比73.4%減少）となりました。

(2)設備投資等の状況

当連結会計年度におきまして実施した設備投資等は総額89億6千5百万円であり、その主なものは砥石製造設備及び電子部品材料製造設備であります。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として記載すべき重要な事項はありません。

(4)対処すべき課題

当期は、概ね国内・海外ともに緩やかな景気回復が継続しましたが、地政学リスクや通商問題をめぐる動向に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を背景とした経済活動の停滞が懸念され、世界経済は総じて先行き不透明であり、今後、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況となることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、当社グループといたしましては、第11次中期経営計画で掲げる次の3つの経営課題に引き続き取り組んでまいります。

- ①成長性と収益性の向上
- ②投資（M&A、設備、開発）の加速
- ③ESG（環境、社会、企業統治）への取り組み

次に、各事業別の取り組み課題について申し上げます。

工業機材事業

国内外の製造・販売拠点の整備と、運営の現地化を進め、グローバルな事業体制を構築してまいります。また、自動車の電動化、電子・半導体などに対応した新技術・新商品開発を推進し、技術サービスの一層の強化に努めます。さらに、ものづくり強化活動を通じて、生産性の向上等、原価低減による採算性改善に取り組めます。

セラミック・マテリアル事業

電子ペーストは、国内外の顧客におけるシェアを拡大するとともに、新工場での高効率な生産工程の構築を図ります。電子部品材料は、積層セラミックコンデンサ用材料の長期的な需要拡大が見込まれるため、生産能力を増強し、厚膜回路基板は新商品の拡販とコストダウンを図り、触媒担体は性能改良と次世代商品の開発を推進します。また、セラミックコアは増設した設備の早期稼働と海外顧客への拡販を図ります。

エンジニアリング事業

主力の乾燥炉や焼成炉は、電池材料分野及び電子部品分野での拡販を進めるほか、新素材用の新商品・新技術の開発を推進します。混合攪拌装置は医薬・化粧品分野での新たな用途開拓、濾過装置は自動車分野での拡販に取り組めます。超硬丸鋸切断機は新商品開発と北米における販売店との関係強化による販促活動に取り組めます。

食器事業

国内では、百貨店向けの採算向上に取り組むとともに、ネット販売、並びにホテル・レストラン向けの拡販に注力いたします。海外では、米国販売子会社の売上げ回復、収支改善に全力を尽くすとともに、成長が期待される新興国市場での販売体制を見直し、拡販に取り組めます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第136期 (自 2016.4. 1 至 2017.3.31)	第137期 (自 2017.4. 1 至 2018.3.31)	第138期 (自 2018.4. 1 至 2019.3.31)	第139期 (自 2019.4. 1 至 2020.3.31)
売上高	108,808	117,928	125,802	120,611
経常利益	4,861	6,992	9,764	6,312
親会社株主に帰属する当期純利益	4,107	13,432	9,707	3,415
1株当たり当期純利益	286円12銭	935円57銭	675円77銭	237円22銭
総資産額	142,157	156,283	151,773	145,923
純資産額	87,125	103,026	107,349	103,757
1株当たり純資産額	5,846円51銭	6,941円38銭	7,219円82銭	6,986円33銭

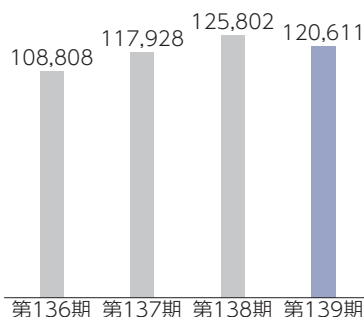
- (注) 1. 2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しております。第136期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75947口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を前連結会計年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第136期、第137期の過去2期分に係る総資産額は、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(ご参考)

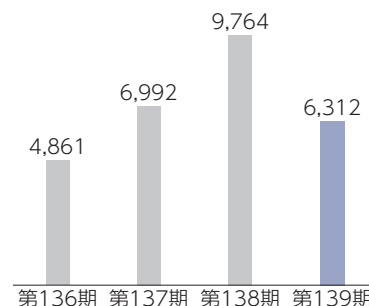
連結業績 ハイライト

Consolidated results highlight

売上高(単位:百万円)



経常利益(単位:百万円)



② 当社単独の財産及び損益の状況の推移

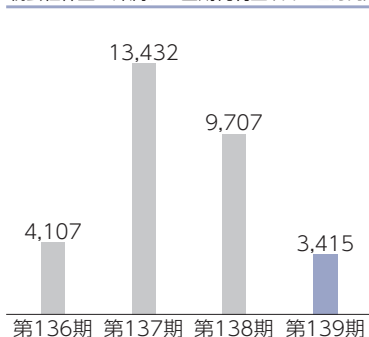
(単位：百万円)

区分	第136期 (自 2016.4. 1 至 2017.3.31)	第137期 (自 2017.4. 1 至 2018.3.31)	第138期 (自 2018.4. 1 至 2019.3.31)	第139期 (自 2019.4. 1 至 2020.3.31)
売上高 (売上高に占める輸出割合)	61,037 (34%)	66,240 (34%)	70,482 (35%)	66,897 (34%)
経常利益	1,128	2,975	4,974	3,112
当期純利益	1,773	10,225	6,676	1,774
1株当たり当期純利益	123円53銭	712円20銭	464円79銭	123円27銭
総資産額	115,125	124,421	116,576	110,460
純資産額	61,712	72,949	75,610	72,272
1株当たり純資産額	4,298円97銭	5,083円59銭	5,261円73銭	5,015円65銭

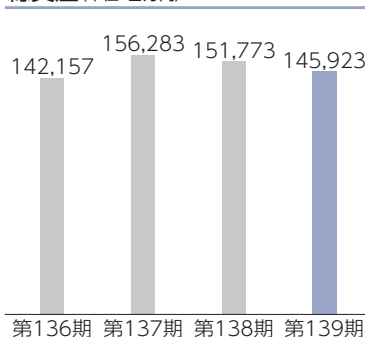
(注) 1. 2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しております。第136期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75947口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

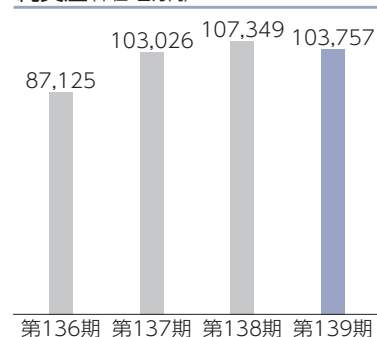
親会社株主に帰属する当期純利益(単位・百万円)



総資産(単位・百万円)



純資産(単位・百万円)



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
		%	
Noritake Co., Inc.	30,000 千米ドル	100	当社製品の販売会社（米国）
日本レヂボン株式会社	1,128 百万円	75	砥石の製造販売会社
株式会社ノリタケコーテッド アブレーション	450 百万円	100	研磨布紙の製造販売会社
株式会社ゼンノリタケ	50 百万円	100	研削研磨製品の販売会社
共立マテリアル株式会社	2,387 百万円	100	セラミック原料・電子部品材料の製造販売会社
ノリタケ伊勢電子株式会社	400 百万円	100	電子部品の製造販売会社
株式会社ノリタケ TCF	180 百万円	100	工業炉の製造販売会社
Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited	405,175 千列ラカ・牒°	100	食器の製造会社（スリランカ）

(7) 主要な事業内容

事 業	主 な 製 品
工業機材	研削砥石、ダイヤモンド工具、C B N工具、研磨布紙、ドレッサ、研削・研磨関連商品（研削油剤等）
セラミック・マテリアル	電子ペースト、厚膜回路基板、セラミックコア、触媒担体、転写紙、石膏、セラミック原料、電子部品材料、蛍光表示管及び同モジュール等
エンジニアリング	高効率焼成炉ローラーハースキルン、遠赤外線乾燥炉、混合攪拌装置（スタティックミキサー等）、クーラント濾過装置、超硬丸鋸切断機等
食器	陶磁器食器、その他食器関連商品、装飾・美術品等

(8) 主要な営業所及び工場

①当 社		②子 会 社	
本社	名古屋市	Noritake Co., Inc. (米国)	ニュージャージー州フェアローン市、 オハイオ州メーソン市、 イリノイ州アーリントンハイツ市
三好事業所	愛知県みよし市		
夜須工場	福岡県筑前町		
久留米工場	福岡県久留米市		
神守工場	愛知県津島市	日本レヂボン株式会社	大阪市、岐阜県飛騨市
松阪工場	三重県松阪市	株式会社ノリタケコーテッド アプレーシブ	愛知県みよし市、石川県志賀町
港工場	名古屋市港区	株式会社ゼンノリタケ	名古屋市、横浜市、大阪府摂津市
小牧工場	愛知県小牧市	共立マテリアル株式会社	名古屋市、三重県松阪市
伊万里工場	佐賀県伊万里市	ノリタケ伊勢電子株式会社	三重県大紀町
東京支社	東京都港区	株式会社ノリタケ T C F	愛知県刈谷市
大阪支社	大阪府摂津市	Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited (スリランカ)	マータレ県マータレ市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業	就業従業員数	前連結会計年度末比増減	
工業機材	2,617名	減	3名
セラミック・マテリアル	895名	増	8名
エンジニアリング	245名	増	4名
食器	1,141名	増	6名
全社（共通）	222名	増	14名
合計	5,120名	増	29名

② 当社の従業員の状況

在籍従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,930名	増 42名	43.5才	20.4年

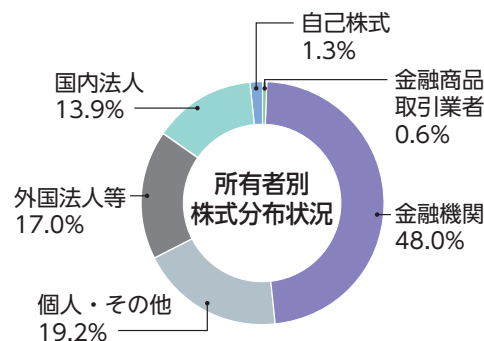
(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,362

百万円

2 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 39,750,000株
- ② 発行済株式の総数 14,842,849株
(含む自己株式 191,562株)
- ③ 株主数 9,738名
- ④ 大株主



株主名	持株数 千株	持株比率 %
明治安田生命保険相互会社	1,291	8.81
第一生命保険株式会社	1,041	7.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	864	5.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	730	4.99
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	569	3.89
ＴＯＴＯ株式会社	520	3.56
日本生命保険相互会社	384	2.62
東京海上日動火災保険株式会社	279	1.91
ノリタケ取引先持株会	276	1.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口・75947口）	241	1.65

(注) 1. 持株比率は自己株式(191,562株)を控除して計算しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75947口)は、業績連動型株式報酬制度導入に伴い設定された信託であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類上、自己株式として処理しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小倉 忠	
代表取締役社長 執行役員	加藤 博	
代表取締役副社長 執行役員	小倉久也	工業機材事業本部長
取締役 専務執行役員	東山 明	工業機材事業本部 副本部長、営業本部長
取締役 執行役員	夫馬裕子	経営管理本部長
社外取締役	小森哲夫	ゼリア新薬工業株式会社 社外取締役
社外取締役	友添雅直	中部国際空港株式会社 相談役、ダイハツ工業株式会社 社外監査役 株式会社豊田自動織機 社外監査役、ホシザキ株式会社 社外取締役
常勤監査役	白石直之	
常勤監査役	左合澄人	
社外監査役	村田隆一	三菱UFJリース株式会社 特別顧問、近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役、エーザイ株式会社 社外取締役
社外監査役	猿渡辰彦	

- (注) 1. 取締役 小森哲夫、友添雅直の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役 村田隆一、猿渡辰彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 当期中の取締役・監査役の異動
- (1) 2019年6月25日開催の第138回定時株主総会において、夫馬裕子、友添雅直の両氏は取締役に、左合澄人氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 取締役 加藤幸三、取締役 山田耕作、監査役 青木哲史の3氏は任期満了により、2019年6月25日開催の第138回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
4. 監査役 村田隆一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 友添雅直氏は、中部国際空港株式会社の代表取締役社長の職にありましたが、2019年6月27日付で退任し、同日付で同社の相談役に就任しております。また、2019年6月11日付で株式会社豊田自動織機の社外監査役、2019年6月13日付でダイハツ工業株式会社の社外監査役、2020年3月26日付でホシザキ株式会社の社外取締役に選任され就任しております。

6. 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員は、以下の7名であります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
専務執行役員	洞口健一	日本レヂボン株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	志手秀司	共立マテリアル株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	永田 滉	開発・技術本部長
常務執行役員	堀江雅彦	株式会社ノリタケコーテッドアブレーション 代表取締役社長
執行役員	緒方誠也	工業機材事業本部 製造本部長
執行役員	寄田 浩	セラミックス事業部長
執行役員	前田智朗	エンジニアリング事業部長、株式会社ノリタケTCF 代表取締役社長

7. 当社は、執行役員待遇制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員待遇は、以下の5名であります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員待遇	鵜飼直行	工業機材事業本部 製造本部 副本部長、久留米工場長
執行役員待遇	市川賢一	電子ペースト事業部長
執行役員待遇	中村吉雅	経営管理本部 副本部長、財務部長
執行役員待遇	水口宗成	食器事業部長、Noritake Co., Inc. 社長 Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited 会長
執行役員待遇	吉田和正	工業機材事業本部 技術本部長

8. 2020年4月1日付で取締役、執行役員及び執行役員待遇の担当が次のとおり異動いたしました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役副社長 執行役員	小倉久也	工業機材事業本部 所管
取締役 専務執行役員	東山 明	工業機材事業本部長、営業本部長
専務執行役員	洞口健一	日本レヂボン株式会社 代表取締役社長、 株式会社ノリタケコーテッドアブレーション 代表取締役会長
執行役員	緒方誠也	工業機材事業本部 製造本部 担当
執行役員	寄田 浩	セラミック・マテリアル事業本部長、セラミックス事業部長
執行役員待遇	鵜飼直行	工業機材事業本部 製造本部長
執行役員待遇	市川賢一	セラミック・マテリアル事業本部 電子ペースト事業部長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	支 給 額
	名	百万円
取締役(うち社外取締役)	9 (3)	280 (18)
監査役(うち社外監査役)	5 (2)	60 (19)

- (注) 1. 1990年6月28日開催の第109回定時株主総会において取締役の報酬限度額は月額40百万円以内、監査役の報酬限度額は月額6百万円以内と決議しております。なお、業績連動型株式報酬の額につきましては、2016年6月29日開催の第135回定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で決議しております。
2. 上記には、2019年6月25日開催の第138回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
3. 上記の支給額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額49百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小森哲夫	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち13回出席し、主に経営者としての豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
	友添雅直	2019年6月25日の就任時から当事業年度の末日までに開催された取締役会10回のうち10回出席し、主に経営者としての豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	村田隆一	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回、また監査役会12回のうち11回出席し、主に経営者としての豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
	猿渡辰彦	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち13回、また監査役会12回のうち12回出席し、主に経営者としての豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称又は氏名

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬

..... 70百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

..... 87百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちNoritake Lanka Porcelain (Private) Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、当社が会計監査人と監査契約を締結する際に、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額が適切であるかについて、検証いたしました。また、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認める場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合の他、当社監査役会は、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。(最終改定 2020年4月23日)

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、取締役はこれらを遵守します。
2. 取締役会規程及び決裁規程を定め、法令及び定款に定める重要事項の決定並びに業務執行の監督のために、取締役会を開催するとともに、経営会議及び各種委員会等の会議体を開催します。
3. 取締役会の監督機能の強化、意思決定の透明性を高めるとともに、経営全般についての様々な助言・提言を得るため、社外取締役を複数招聘します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書等の重要な情報を法令や会社規定に従い適切に保存及び管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1. 法令違反に基づく不祥事又は事故、災害等の発生により企業価値を損なうような危機に直面した時に、可能な限り損失を低減し重大な影響を受けることなく事業を継続することができるよう危機管理規程を制定し、危機発生時には直ちに対策本部を設置し対応します。
2. 大規模地震や火災等への防災対策に係る規程を定め、防災教育・訓練を実施するとともに、災害発生時の従業員の行動基準を明確にし、従業員の安全と被害の軽減を図ります。
3. 事業運営上のリスクについては、事業計画や予算、設備投資計画等、重要な事項の決裁の過程において、総合的に検討・分析を行って、これを回避・予防します。
4. コンプライアンス、品質、環境、人事労務、安全衛生等に関する個別リスクについては、経営会議や各種委員会でリスクの把握と未然防止を図ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 原則月1回開催する定時取締役会に加え、決裁規程に定められた重要な事項については、原則週1回開催される経営会議において慎重かつ迅速な経営判断を行います。
2. 執行役員及び執行役員待遇制度を導入し、業務執行における迅速な意思決定と責任の明確化を図ります。
3. 中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画につき、その浸透を図る会議体を年2回開催します。また、実績及び年度事業計画の進捗の確認と情報共有を図る会議体を四半期毎に開催します。
4. 決裁規程や職務権限、職務分掌等組織に関する規程を定め、権限委譲を行い、業務執行の効率化を図ります。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、これらの周知徹底を図ります。
2. コンプライアンス委員会を設置し、所定の組織毎に企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者を配置することにより、コンプライアンス違反の未然防止対策の実施と継続的なコンプライアンス遵守体制の強化のための活動を推進します。
3. 業務や業態もしくは使用人の資格に応じたコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
4. 社内及び社外に専用窓口を設けた内部通報制度を整備し、不祥事の未然防止及び早期発見を図ります。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを「行動基準」として徹底します。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の営業成績及び財務状況については、定期的に当社への報告を義務づけます。重要な子会社については、当社の経営会議や取締役会における報告を義務づけます。
2. 子会社における経営上の重要事項については、当社及び子会社の会社規定によって、当社の事前承認や当社への報告を義務づけます。
3. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」の周知及び遵守の推進を図るために、子会社も

コンプライアンス委員会の活動に参加するとともに、子会社の取締役及び使用人は当社が社内外に設ける内部通報窓口を利用できるものとします。

4. 中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画の浸透を図るために年2回開催する会議体と、年度事業計画の実績や進捗の確認と情報共有を図るために四半期毎に開催する会議体は、子会社の責任者も出席して開催します。
 5. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制規程を定め、内部監査部門により、当社及び子会社において内部統制の整備及び運用状況について継続的にモニタリングを行います。
 6. 子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役、監査役もしくは使用人がそれぞれ1名以上就任し、業務執行を管理・監督します。
- ⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じて取締役から独立した専属の従業員を置くものとします。
 2. 当該使用人は、当社及び子会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令に従います。
 3. 当該使用人の人事異動、人事考課については、監査役会の事前同意を要するものとします。
- ⑧ **当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、重要な決裁書類を監査役の閲覧に供するとともに、監査役に対して定期的に業務及び財産の状況を報告するほか、監査役の要請に応じて業務執行に関する事項の報告を行います。
 2. 当社及び子会社の内部通報窓口はコンプライアンス委員会事務局に設置されており、事務局は、当社及び子会社の取締役及び使用人からの内部通報の状況について監査役に対して定期的に報告します。
 3. 経営会議や各種委員会には、監査役が出席します。
 4. 監査役へ報告したことを理由とする不利益な処遇は一切行いません。

⑨ 監査役の職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が弁護士、公認会計士等独自の外部専門家を任用することを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役会は、常勤監査役2名と、当社と利害関係のない社外監査役2名の合計4名で構成され、取締役の職務執行を監査するものとします。また、会計監査につきましては、会計監査人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものとします。
2. 代表取締役は、監査役との相互の意思疎通を図るための定期的な会合を持つこととします。
3. 内部監査部門は、監査役に対して内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行体制について

当事業年度の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当事業年度は13回開催し、各議案の審議、業務執行状況の報告について活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しました。

当社は執行権限の委譲と執行責任の明確化を目的に執行役員及び執行役員待遇制度を導入し、取締役会による決定を要しない業務執行のうち、一定の重要な事項については、社内取締役及び社長が指名する執行役員及び執行役員待遇で構成され、原則週1回開催される経営会議の審議を経て決定しており、慎重かつ迅速な意思決定を行っております。また、コンプライアンス委員会、ものづくり強化委員会、環境委員会、人事政策委員会、安全衛生委員会等の各種委員会を開催し、それぞれの目的事項に関する審議と情報共有や意見交換を行いました。

なお、取締役の職務執行に係る文書等の重要な情報は、法令や会社規定に従い適切に保存及び管理しております。

② リスク管理体制について

危機管理規程に基づく体制を構築し、子会社を含めた各部署間の連携を通じて、危機につながる情報を早期に収集し、法令に違反した不祥事又は事故、災害等の企業価値を損なうような不測の危機に備えております。特に大規模地震や火災等における防災対策については、防災教育・訓練を実施するとともに、災害発生時の従業員の行動基準を周知しております。また、コンプライアンス、品質、環境、人事労務、安全衛生等に関する個別のリスクについては、経営会議やコンプライアンス委員会、ものづくり強化委員会、環境委員会、人事政策委員会、安全衛生委員会等の各種委員会の中でリスクの把握と対応を行いました。

③ コンプライアンス体制について

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、当社及び子会社において、「ノリタケグループ企業倫理綱領」に定めた「倫理規範」及び「行動基準」を遵守して職務を遂行することを、コンプライアンス研修や社内報等により周知し、コンプライアンス意識の向上を図っております。当事業年度においては4回開催し、コンプライアンス活動に関する年度計画を決定し、関連事項の報告を受けました。

事業本部・事業部及び子会社に配置された企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者は、コンプライアンス違反の未然防止対策の実施と継続的なコンプライアンス遵守体制の強化に努めております。また、内部通報制度に関する規程に基づき内部通報制度を運用しており、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。

なお、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした姿勢で対応しております。

④ 子会社管理体制について

子会社の取締役は、各社の営業成績及び財務状況について、定期的に当社への報告を行っております。また、その他重要事項については、その都度、当社の事前承認の取得や当社への報告を行いました。

子会社におけるコンプライアンスに関する取り組みの状況は、③に記載のとおりです。

中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画の浸透を図るため、事業本部・事業部及び子会社の責任者が出席する会議を年2回開催しました。また、四半期毎に実績及び

年度事業計画の進捗確認と見直しを行っております。

監査役及び内部監査部門は子会社に対し、内部統制の整備及び運用状況について、財務報告に係る内部統制規程に基づき継続的に内部監査を実施しており、子会社の業務の適正性を確保しております。

また、子会社の取締役又は監査役に就任した当社の取締役、監査役及び使用人は、取締役会への出席を通して子会社の業務執行を管理・監督しました。

⑤ 監査役の監査体制について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。当事業年度においては12回開催し、監査に関する重要な事項について、協議・決議を行いました。

また、取締役会への出席や重要な決裁書類の閲覧を行うとともに、常勤監査役が経営会議やその他重要会議へ出席し、さらに当社並びに子会社の取締役及び使用人からの業務執行に関する報告の聴取等を通じて、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

常勤監査役はコンプライアンス委員会への出席により、またコンプライアンス委員会事務局からの報告を受け、内部通報状況や当社において発生しうるリスクについての認識を共有しました。

さらに、代表取締役、会計監査人並びに内部監査部門と緊密に連携し、監査の実効性の向上を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針として位置付け、長期にわたる安定的な配当を継続することを基本とし、業績・財務体質、今後の事業展開などを総合的に斟酌して成果の配分を行うこととしています。また、内部留保金につきましては、将来ノリタケグループの柱となるべき新技術・新商品を生み出す開発投資や成長分野への継続的な事業展開のための投資に活用してまいります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

1 連結貸借対照表 [2020年3月31日現在]

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	68,541	流動負債	34,843
現金及び預金	12,589	支払手形及び買掛金	11,476
受取手形及び売掛金	27,384	電子記録債務	6,702
電子記録債権	3,952	短期借入金	4,184
商品及び製品	9,515	1年内返済予定の長期借入金	9
仕掛品	7,913	未払費用	3,290
原材料及び貯蔵品	5,081	未払法人税等	859
その他	2,149	賞与引当金	1,626
貸倒引当金	△44	設備関係支払手形	2,125
		営業外電子記録債務	569
		その他	4,000
固定資産	77,381	固定負債	7,321
有形固定資産	46,109	長期借入金	915
建物及び構築物	18,034	繰延税金負債	3,296
機械装置及び運搬具	9,912	役員退職慰労引当金	229
土地	12,963	役員株式給付引当金	289
建設仮勘定	1,886	退職給付に係る負債	1,893
その他	3,312	その他	696
無形固定資産	1,183	負債合計	42,165
投資その他の資産	30,088	純 資 産 の 部	
投資有価証券	28,524	株主資本	95,729
退職給付に係る資産	291	資本金	15,632
繰延税金資産	760	資本剰余金	18,560
その他	630	利益剰余金	62,753
貸倒引当金	△119	自己株式	△1,217
		その他の包括利益累計額	4,939
		その他有価証券評価差額金	8,214
		為替換算調整勘定	△3,068
		退職給付に係る調整累計額	△207
		非支配株主持分	3,089
資産合計	145,923	純資産合計	103,757
		負債純資産合計	145,923

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 連結損益計算書 [自 2019年4月1日 至 2020年3月31日]

(単位：百万円)

売上高		120,611
売上原価		90,045
売上総利益		30,566
販売費及び一般管理費		26,358
営業利益		4,207
営業外収益		2,418
受取利息及び配当金	920	
受取賃貸料	450	
持分法投資利益	831	
売電収入	81	
その他	134	
営業外費用		313
支払利息	20	
為替差損	55	
固定資産賃貸費用	158	
売電費用	34	
その他	44	
経常利益		6,312
特別利益		130
固定資産売却益	23	
投資有価証券売却益	39	
PCB処理費用戻入益	68	
特別損失		1,469
固定資産処分損	138	
地中埋設物処理費用	1,086	
投資有価証券評価損	223	
その他	22	
税金等調整前当期純利益		4,973
法人税、住民税及び事業税	1,486	
法人税等調整額	△80	1,406
当期純利益		3,567
非支配株主に帰属する当期純利益		151
親会社株主に帰属する当期純利益		3,415

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」は当社ウェブサイト (<https://www.noritake.co.jp/company/ir/>) に掲載しております。

1 貸借対照表 [2020年3月31日現在]

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	34,018	流動負債	34,548
現金及び預金	4,682	支払手形	840
受取手形	1,318	買掛金	3,948
売掛金	13,405	電子記録債務	6,132
電子記録債権	2,678	短期借入金	16,283
商品及び製品	2,748	リース債務	24
仕掛品	5,693	未払金	349
原材料及び貯蔵品	1,932	未払費用	2,653
短期貸付金	384	未払法人税等	195
その他	1,176	賞与引当金	1,108
貸倒引当金	△0	設備関係支払手形	142
		営業外電子記録債務	569
		その他	2,299
固定資産	76,442	固定負債	3,640
有形固定資産	26,124	長期借入金	900
建物	11,273	リース債務	54
窯	882	繰延税金負債	2,165
機械及び装置	4,678	役員株式給付引当金	289
車両運搬具	0	資産除去債務	17
工具、器具及び備品	715	その他	214
土地	8,298	負債合計	38,188
リース資産	72	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	203	株主資本	65,121
無形固定資産	456	資本金	15,632
ソフトウェア	431	資本剰余金	18,925
電話加入権	7	資本準備金	18,810
その他	18	その他資本剰余金	114
投資その他の資産	49,860	利益剰余金	31,781
投資有価証券	20,135	利益準備金	3,479
関係会社株式及び出資金	28,303	その他利益剰余金	28,301
出資金及び長期貸付金	964	固定資産圧縮積立金	12
その他	560	繰越利益剰余金	28,288
貸倒引当金	△104	自己株式	△1,217
		評価・換算差額等	7,151
		その他有価証券評価差額金	7,151
資産合計	110,460	純資産合計	72,272
		負債純資産合計	110,460

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書 [自 2019年4月1日 至 2020年3月31日]

(単位：百万円)

売上高		66,897
売上原価		51,909
売上総利益		14,987
販売費及び一般管理費		14,623
営業利益		363
営業外収益		3,023
受取利息及び配当金	2,394	
その他	629	
営業外費用		273
支払利息	19	
その他	254	
経常利益		3,112
特別利益		107
投資有価証券売却益	39	
PCB処理費用戻入益	68	
特別損失		1,233
固定資産処分損	83	
地中埋設物処理費用	1,086	
投資有価証券評価損	58	
その他	5	
税引前当期純利益		1,987
法人税、住民税及び事業税	200	
法人税等調整額	12	212
当期純利益		1,774

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は当社ウェブサイト (<https://www.noritake.co.jp/company/ir/>) に掲載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社ノリタケカンパニーリミテド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷浩之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中野孝哉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノリタケカンパニーリミテドの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノリタケカンパニーリミテド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社ノリタケカンパニーリミテド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷浩之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野孝哉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノリタケカンパニーリミテドの2019年4月1日から2020年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が主要な子会社の監査役を兼務しその取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、監査計画に基づき海外を含む主要な子会社の事務所、工場等を訪問して事業を調査し、報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用への取り組みは相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株式会社ノリタケカンパニーリミテド 監査役会

常勤監査役	白 石 直 之	㊟
常勤監査役	左 合 澄 人	㊟
社外監査役	村 田 隆 一	㊟
社外監査役	猿 渡 辰 彦	㊟

以 上

株式事務のお取り扱いについて

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 電子公告の掲載アドレスは次のとおりです。 https://www.noritake.co.jp/koukoku/
定時株主総会の基準日	3月31日
剰余金の配当基準日	期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
単元未満株式の買取・買増手数料	無料

株式に関する手続きについて

■ 特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	● 特別口座から一般口座への振替請求 ● 単元未満株式の買取（買増）請求 ● 住所・氏名等のご変更 ● 特別口座の残高照会 ● 配当金の受領方法の指定※	● 郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ● 支払期限経過後の配当金に関するご照会 ● 株式事務に関する一般的なお問合せ
お問合せ先	特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ● インターネットによるダウンロード https://www.tr.mufg.jp/daikou/	株主名簿管理人

※特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

■ 証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	● 郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ● 支払期間経過後の配当金に関するご照会 ● 株式事務に関する一般的なお問合せ	● 左記以外のお手続き、ご照会等
お問合せ先	株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	口座を開設されている 証券会社等にお問合せください。

■ 少額投資非課税口座（NISA口座）における配当等のお受け取りについて

新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関（証券会社等）を通じて配当等を受け取る方式である「株式数比例配分方式」をお選びいただく必要がございます。

ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。

■ 株式に関するマイナンバー制度のご案内

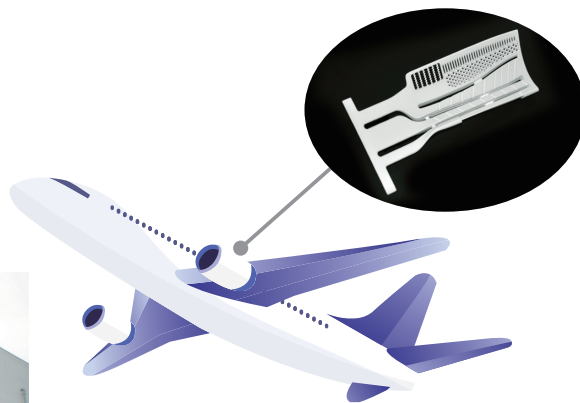
市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主様からお取引のある証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

セラミック・マテリアル事業の 生産能力を増強

電子ペーストは、自動車を含む移動体通信に使用される電子部品（積層セラミックコンデンサ）の材料です。積層セラミックコンデンサの市場は、5G、IoT、自動車の電装化などを背景に需要が伸びており、成長が期待されています。また、セラミックコアはガスタービンやジェットエンジンの製造工程で使用されており、さらなる需要拡大が見込まれています。こうした需要の増加に対応するため、生産設備の増強を行っています。



電子ペースト
自動車やスマホをはじめとした電子機器に搭載される電子部品（積層セラミックコンデンサ）の電極として使用されます。



セラミックコア
発電所や航空機のタービンの羽根を製造する際に、内部に空洞を作るために使用されます。

電子ペースト、セラミックコア、
厚膜回路基板製造工場

ツインヘッドタイプの超硬丸鋸切断機 シンカットマスター

ツインヘッドタイプシンカットマスターは、既存の丸鋸切断機の構造から見直しを行い、鋸ヘッドを増やして従来の2倍の作業能力を持った超硬丸鋸切断機です。

鋸ヘッドを2つ搭載することに加え、超高速切断機構を採用することで、生産能力が飛躍的に向上しました。

また、省スペースで設置可能であり、お客様から高い評価をいただいております。



